

令和7年4月17日開催教育委員会会議記録

1 開会・閉会等について

開催日	令和7年4月17日（木）
場 所	教育委員会室
開 会	午前10時00分
閉 会	午前11時30分
出席委員	
教 育 長	加 藤 裕 之
委 員	岸 田 玲 子
委 員	岡 田 卓 巳
委 員	小 山 勉
委 員	木 ノ 内 建 造
説明のために出席した職員	
教育委員会事務局次長	岩 瀬 均
庶 務 課 長	塩 澤 満
学 務 課 長	北 野 亘
指 導 室 長	石 坂 泰
すみだ教育研究所長	土 井 翔 太
地域教育支援課長	戸 村 健 太 郎
ひきふね図書館長	石 井 邦 恵
教育センター所長	指導室長 石坂 泰 兼務
教育委員会事務局副参事	山 崎 紀 之

2 議題について

（1）議決事項

議案第23号 令和7年度教育課題の選定について

議案第24号 令和7年度墨田区立幼稚園就園指導委員会委員の委嘱について

議案第25号 いじめ防止対策推進法の規定による重大事態の発生に係る報告について

議案第26号 墨田区教育委員会いじめ問題専門委員会への諮問について

（2）報告事項

- 第1 教育課題の進捗状況について
- 第2 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則外3件の一部改正について
- 第3 幼稚園教育職員の旅費支給規程の全部改正及び指導主事の旅費に関する規程の一部改正について
- 第4 令和7年度墨田区学校安全衛生管理者の選任及び墨田区学校安全衛生委員会委員の指名について
- 第5 寄付者への感謝状の贈呈について（その1）
- 第6 寄付者への感謝状の贈呈について（その2）
- 第7 寄付者への感謝状の贈呈について（その3）
- 第8 令和7年度墨田区立小・中学校学級編制について
- 第9 学校医等退任に伴う感謝状の贈呈について
- 第10 退職副校長への感謝状の贈呈について
- 第11 学校運営協議会委員の任命について
- 第12 PTA 退任役員に対する感謝状の贈呈について

3 会議の概要について

○教育長 それでは、本日の教育委員会を開会いたします。本日の会議録署名人は、岸田委員にお願いします。本日の日程ですが、議案第24号については人事に関する案件、議案第25号及び第26号については行政運営上の審議情報に関する案件であることから、秘密会として審議したいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長 それでは、議案第24号、議案第25号及び議案第26号については、秘密会として執り行うことといたします。なお、会議の進行については、報告事項が終了した後、秘密会に入ることといたします。

議決事項第1・・・資料番号【23-1～23-5】

議案第23号「令和7年度教育課題の選定について」を上程し、庶務課長が資料のとおり説明する。

○教育長 ただいまの説明について、何かご質疑、ご意見はございますか。

（質疑なし）

○教育長 それでは、議案第23号は、原案どおり定めることにしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長 それでは、原案どおり定めることにします。

報告事項第1・・・資料番号【資料1-1～1-4】

「教育課題の進捗状況について」、指導室長、すみだ教育研究所長、教育委員会事務局副参事、ひきふね図書館長が資料のとおり説明する。

○教育長 ただいまの報告について、何かご質疑はございますか。

○小山委員 不登校防止対策について質問します。不登校の原因は様々で、複合的な場合もあると思います。学校生活に課題があって不登校になったのか、あるいは家庭に課題があって不登校になったのか、どのような児童・生徒が、先ほどの説明にあった取組によって、学校に復帰しやすいのでしょうか。

○指導室長 原因を一つに特定するのは難しいと思います。ただ、校内スモールステップルームに通うことができる子どもたちは、「学校に通う」という意思を持っている子たちが多いと思います。一方、教育支援センターに通う小学生は、保護者の付き添いが必要なため、家庭の協力がある子のほうが、不登校の解消に向けた連携が図れていると考えられます。家庭に課題があり、保護者が子どもを十分に見守れない場合、区の施策によってその子どもたちがどのように変化したかについては、今後分析していきたいと思います。

○岡田委員 インターネットのニュースで、押上に「よりみちスコーレ」というフリースクールが開校するという記事を見ました。その記事によると、今年度は、ほかにも複数の団体がフリースクールの立ち上げを計画しているそうです。区として、民間のフリースクールに通っている子どもたちの数を、データとして把握しているのでしょうか。また、これらの団体との情報交換や、何らかのやり取りはあるのでしょうか。

○指導室長 フリースクールに通っている区内の子どもの数は、約20名と把握しています。毎月、各学校から不登校の状況について報告があります。その報告の中に、フリースクールに関して学校が把握している情報があり、そこで人数を把握しています。学校と保護者の連携の中で、フリースクールに通っている子どもについては、学校からフリースクールに連絡し、学習の様子や、フリースクールでの生活の様子など、情報共有ができるよう学校へ促しています。フリースクールでの様子を聞き、フリースクールに通っていることを学籍上の出席として取り扱うかどうか、学校長が最終的に判断しますので、そのためにもフリースクールとの連携を行うように促しています。

○岡田委員 フリースクールに通っているお子さんを、校内スモールステップルームに移行できるようにする、という働きかけはしないのですか。

○指導室長 学校と保護者が定期的に面談する中で、フリースクールの費用の問題など、経済的な悩みがあった時には、校内スモールステップルームを紹介することはあると思います。ただ、フリースクールへ行くのかどうか、保護者の判断や要望もありますので、一概に区の施設へ誘導すると、それまでの関係がこじれてしまう可能性もあります。学校と保護者が話をする中で、ケース・バイ・ケースで対応している状況です。

○教育長 不登校のお子さんの保護者に向けたパンフレットを作っていますよね。

○指導室長 はい。文部科学省の作成したものを、墨田区版にアレンジしたリーフレット等を作っています。本区の不登校対策について、一覧にまとめたA4判の資料も作りました。今はホームページに掲載していますが、今後は保護者の方にお示しし、区の取組を紹介して、どういう選択をするのか、その判断材料となるよう、きちんとお伝えしていきます。

○教育長 フリースクールの位置付けは非常に難しく、東京都でもその取扱いについて議論がありました。成績表や出席日数の情報提供などの連携はありますが、教育委員会としてフリースクールの正式な位置付けはできていません。フリースクールは多様で、内容や費用も様々です。

行政内での明確な位置付けがないため、難しい面がありますが、できるだけ子どもたちが家の外に出られるよう促しつつ、区の施設に通うのか、フリースクールに通うのか、最終的には保護者の判断に任せているのが実情です。

報告事項第２・・・資料番号【資料2-1～2-14】

「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則外３件の一部改正について」、庶務課長が資料のとおり説明する。

○教育長 ただいまの報告について、何かご質疑はございますか。

（質疑なし）

○教育長 この報告は、墨田区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第３条に基づく教育長の臨時代理による処理の報告ですので、委員会としての承認が必要となります。承認してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長 それでは、報告のとおり承認することにします。

報告事項第３・・・資料番号【資料3-1～3-11】

「幼稚園教育職員の旅費支給規程の全部改正及び指導主事の旅費に関する規定の一部改正について」、庶務課長が資料のとおり説明する。

○教育長 ただいまの報告について、何かご質疑はございますか。

（質疑なし）

○教育長 この報告は、墨田区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第３条に基づく教育長の臨時代理による処理の報告ですので、委員会としての承認が必要となります。承認してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長 それでは、報告のとおり承認することにします。

報告事項第４・・・資料番号【資料4-1～4-5】

「令和７年度墨田区学校安全衛生管理者の選任及び墨田区学校安全衛生委員会委員の指名について」、庶務課長が資料のとおり説明する。

○教育長 ただいまの報告について、何かご質疑はございますか。

○小山委員 化学物質管理者、保護具着用責任者が具体的にどのような役割を果たすのか、教えてください。

○庶務課長 化学物質管理者については、理科室にある薬品、例えば小学校ではアルコール、中学校では塩酸のような危険物の管理を行います。保護具着用責任者は、実験を行う際に眼鏡等の保護具を使用するか否かの判断を行う責任者となります。

○小山委員 衛生推進者についても教えてください。

○庶務課長 衛生推進者については、従業員数が10人から49人の事業所で、労働者の安全や健康を確保する業務を担当する者になります。一般的な衛生管理の責任者です。

○教育長 教育の実施や健康の保持、推進を担当していただく先生方です。先ほどの庶務課長の

説明を補足すると、中学校だけではなく、小学校にも実験で使うための塩酸はあります。

報告事項第5・・・資料番号【資料5-1】

「寄付者への感謝状の贈呈について（その1）」、庶務課長が資料のとおり説明する。

○教育長 ただいまの報告について、何かご質疑ございますか。

（質疑なし）

報告事項第6・・・資料番号【資料6-1】

「寄付者への感謝状の贈呈について（その2）」、庶務課長が資料のとおり説明する。

○教育長 ただいまの報告について、何か質疑はございますか。

（質疑なし）

報告事項第7・・・資料番号【資料7-1】

「寄付者への感謝状の贈呈について（その3）」、庶務課長が資料のとおり説明する。

○教育長 ただいまの報告について、何か質疑はございますか。この衛生用品は、学校のトイレに置いてあるのですよね。

○学務課長 学校によって、トイレ又は保健室に置いてある学校があります。

○教育長 当初、教育委員会から、生徒が保健室へ取りに行くことができない場合があるのでトイレに置くように、という指示をしたと思うのですが、トイレに置かない学校は、何か理由があるのですか。

○庶務課長 保健室で、養護教諭が保健指導しながら生理用品を渡す、という養護教諭の考えによって、保健室に置いているという学校があると聞いています。

○教育長 生徒には様々な事情があります。指導室とも協議の上、養護教諭の考えではなく、教育委員会として、トイレに置くようにという指示をしたはずですが、それが、いつの間にか保健室に戻っているようです。それなりの理由があればいいのですが、教育委員会としてトイレに置いてほしいという話をしていると思いますので、もう一度、なぜ保健室に戻ったのか確認してください。

○学務課長 はい。

報告事項第8・・・資料番号【資料8-1】

「令和7年度墨田区立小・中学校学級編成について」、学務課長が資料のとおり説明する。

○教育長 ただいまの報告について、何か質疑はございますか。学務課長、両国中学校はなぜ40人学級なのか、説明してください。

○学務課長 両国中学校については、1年生が7学級になってしまうと、1年生の教室が2つのフロアに分かれてしまうという施設的な問題があります。一学年は1つのフロアに収めるという観点から、40人学級で6学級としています。

○小山委員 今、学校の先生が足りないと言われていますが、墨田区の小・中学校は、担任の先生をきちんと配置できていますか。

○指導室長 4月7日現在で、小学校、中学校とも、担任がいけないという状況はありません。

○**小山委員** 今後は、教員免許を取りやすいように、大学の単位数も4割減という話も出ています。少しでも教員免許を取りやすい制度にして教員を増やそうという国の施策が中教審で提案されたようです。

○**教育長** 特別免許状もあります。教員免許状を持たない、優れた知識や経験等を有する社会人等を教師として迎えることによって、学校教育の多様化への対応や、活性化を図ることを目的とした、都道府県の教育委員会が授与する免許状です。

○**指導室長** 昨年度も、4月の時点では各クラスに教員が配置できている状態でした。1学期が始まってから、病気で休職する、懐妊する、といった事情はあり、代替の教員がなかなか見つからないという状況はありました。そういうケースについては、学校からの報告があり次第、速やかに対応していきます。

報告事項第9・・・資料番号【資料9-1】

「学校医等退任に伴う感謝状の贈呈について」、学務課長が資料のとおり説明する。

○**教育長** ただいまの報告について、何かご質疑はございますか。
(質疑なし)

報告事項第10・・・資料番号【資料10-1】

「退職副校長への感謝状の贈呈について」、指導室長が資料のとおり説明する。

○**教育長** ただいまの報告について、何かご質疑はございますか。
(質疑なし)

報告事項第11・・・資料番号【資料11-1～11-2】

「学校運営協議会委員の任命について」、指導室長が資料のとおり説明する。

○**教育長** ただいまの報告について、何かご質疑はございますか。学校によって委員の人数が違いますが、問題はありますか。

○**指導室長** 人数については、墨田区学校運営協議会規則第8条第4項に「協議会委員は、15人以内とする。ただし、教育委員会が特に必要と認めたときは、18人以内において、必要な数とする。」と規定されていますので、この範囲内であれば、学校によって人数が違っていても問題はありません。

○**岸田委員** 今年度、民生・児童委員が11月に一斉改選されます。民生・児童委員や主任児童委員も学校運営協議会委員に任命されていますが、協議会委員の任期がいつまでなのか、迷う方が多いです。そのため、来年の3月31日までが任期であるということを、明確に伝えてほしいと思います。

○**指導室長** ご指摘のとおり、校長又は委員長から伝えてもらうよう、周知します。

報告事項第12・・・資料番号【資料12-1】

「PTA退任役員に対する感謝状の贈呈について」、地域教育支援課長が資料のとおり説明する。

○**教育長** ただいまの報告について、何かご質疑はございますか。

(質疑なし)

○教育長 それでは、会議冒頭で説明しましたとおり議案第24号、議案第25号及び議案第26号については、秘密会として審議します。その前に、委員の皆さん、または事務局から何かございますか。

○岸田委員 昨年度、給食の牛乳に関する請願がありましたが、牛乳を飲まないことを認める際の基準が学校によって違うと問題になるのではないかと、ということで、学務課が基準を設けるという話になったと思います。今年度の人事異動で、他区からいらした先生方もいると思いますので、その点はどのような状況になっていますか。

○学務課長 牛乳を強制的に飲ませることはしないという点について、校長先生の共通認識はあると思います。牛乳は、カルシウムやタンパク質など、栄養豊富な飲み物ですので、基本的には摂取してもらいたいという認識についても、今後、校長会などの機会を見て、改めて周知します。昨年度、請願があったという経緯も踏まえて、情報提供したいと思います。

○教育長 ほかにございますか。

(質疑なし)

○教育長 それでは、ここから秘密会に入ることといたします。

<秘密会/教育委員会会議規則第26条第2項の規定により、別に会議録あり>

○教育長 以上で、本日の議事は全て終了しましたので、これで教育委員会を閉会します。